

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 3月5日	令和6年 3月19日	24区役所における、情報漏洩、事務処理誤りを無くす為の必要な人員確保を24区長や副区長は行わないのかわかるもの 総務局と話し合いはされているが効果が出ていない為 (東成区役所所管分)	不存在		東成区	総務課
令和6年 3月7日	令和6年 3月19日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になる(国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等)が同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの (東成区役所所管分)	不存在		東成区	窓口サービス課(保険年金・管理)
令和6年 3月7日	令和6年 3月21日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になる(国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等)が同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの (東成区役所所管分)	不存在		東成区	総務課(総合企画)
令和6年 3月13日	令和6年 3月27日	◎平成29年度保険料賦課関係書類 ・平成29年度 国民健康保険料概算見積もり(6月決定前用) ・平成29年度 国民健康保険料概算見積もり ・平成30年度 国民健康保険料概算見積もり(6月決定前用) ◎平成30年度保険料賦課関係書類 ・平成30年度 国民健康保険料概算見積もり(6月決定前用) ・平成30年度 国民健康保険料概算見積もり ・平成31年度 国民健康保険料概算見積もり	部分公開	1 2	東成区	窓口サービス課(保険年金・保険)
令和6年 3月13日	令和6年 3月27日	大阪市への寄付金(物品含む。)(納税義務を追わない、ふるさと納税以外)の年度別推移がわかるもの(各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。) (東成区役所所管分)	不存在		東成区	総務課

令和6年 3月13日	令和6年 3月27日	大阪市への寄付金（物品含む。）（還付や控除、返礼品を求めないふるさと納税以外）の年度別推移がわかるもの（各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。） （東成区役所所管分）	不存在		号	東成区	総務課
令和6年 3月20日	令和6年 3月29日	毎年区役所等、市の施設で国の時期に見かける「小学生の税に関する書道展」がどの区役所でも行われていないが、納税協会等から展示の依頼がない時に、なぜないのかの確認をしない理由がわかるもの （東成区役所所管分）	不存在		号	東成区	総務課
令和6年 3月21日	令和6年 3月29日	大阪市職員達は情報公開制度において、根拠、理由をどう理解しているのかわかるもの。 いつも間違えた考えをそのまま、根拠、理由としている 担当部署が法令や制度、専門的知識を使い解説しないから回答してきたものをどの法令で定められているのか国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等について市民の声や情報公開で求めても無しや不存在としか回答してきたのではそもそもの市民の声や情報公開制度を平野区、23区役所、福祉局等は間違えているのでは？ 日本人として、社会人として、人として市民に回答しないのは市民を人として扱わない差別しているからでは？ （東成区役所所管分）	不存在		号	東成区	総務課
令和6年 3月22日	令和6年 3月29日	IRを誘致するなら、行政の事務処理誤りを無くさない 日常的に多く、他の自治体と比べても多く対策をしても効果すらないのは、今からカジノで遊ぶ金を組織的につくっているのでは？ 違うのであれば、仲裁者の基準が不適切過ぎるので改めるべきである お金の事務処理誤りを無くせない理由がわかるもの （24区役所の福祉局及び子ども青少年局所管業務において） （東成区役所所管分）	不存在		号	東成区	総務課
令和6年 3月28日	令和6年 4月8日	市民の声の主旨と回答がまったく合わない、福祉局、市民局、24区役所職員の原因は法律の知識不足であるにも法律の勉強をさせて市民の声を回答させない理由（東成区役所所管分）	不存在		号	東成区	総務課（総合企画）